

地球温暖化防止のために情報を発信!

気候ネットワーク通信

THE KIKO NETWORK NEWS

気候言

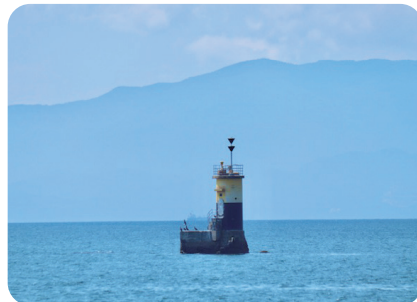
おかしいと声をあげた人の声は
決して消えない。
その声がいつか誰かの
力になる日がきつと来る。

佐田寛子(NHK朝ドラ「虎に翼」の主人公)の台詞

※11頁に解説



上: 8月6日、名古屋地裁で火力発電事業者10社に対しCO₂排出削減を求める気候訴訟を提起した若者原告たち(撮影:田嶋雅己)
右: 7月6日、横須賀市に飾られていた七夕の短冊
下: 8月14日、赤穂市御崎から望む瀬戸内海



TOPICS

- 若者たちの気候訴訟 火力発電のフェーズアウトに道筋を
- 株主提案報告: 気候変動対策を適切に監督するための気候コンピテンシー
- 特別寄稿 若者もまた「私達の後の世代のために」闘うために立ち上がった日
- エネ基連載⑥: 開催報告 エネ基連続ウェビナー第1回「福島原発事故と原子力」
- 特別寄稿 脱炭素な暮らしの実感: 豊かさや安心
- 新理事の紹介

NO.

158

2024.09.01



若者たちの気候訴訟 火力発電のフェーズアウトに道筋を

浅岡美恵（気候ネットワーク代表）

若者気候訴訟がスタート

連日、命にかかわる暑さが続き、関東地方も1時間雨量が100mmを超えるほどの豪雨に見舞われた。「異常な暑さは新たな非常態」（グテーレス国連事務総長）であり、求められているのは速やかな実際の排出削減である。8月6日、中学生を含む全国の若者16人による日本の主な火力発電10社に対する本格的な気候訴訟がスタートした（<https://youth4cjjp/>）。原告たちは自らだけでなく、次の世代も安定した気候のもとで人としての人生を送れるようにと立ち上がった。記者会見で直接、それぞれの言葉でその思いを語った。

今、世界で同時に気候異変を経験し、訴訟も増えている。訴訟上の論点も世界でほぼ共通である。オランダの最高裁判決（2019年）やシェルに削減を命じた判決（2022年）、ドイツ憲法裁判所決定（2021年）、米国ハワイ州やモンタナ州などでの若者訴訟は力強い援軍である。神戸や横須賀訴訟の経験も糧となっている。国際気候法専門メディアでも紹介され、日本の司法の対応に世界の注目が集まっている。

最優先で排出削減が求められている被告集団

気候変動被害はいわゆる公害被害と異なり、排出行為と被害との時間的・場所的・近接性は意味をもたない。1.5℃目標は、先進国は2050年よりも早く、科学に基づく日本の残余カーボンバジェットの内訳範囲内で排出実質ゼロとしていくことにかかっている。日本に巨大地震が迫っているが、地震は止めることも予知もできない。だが、私たちは気候変動の影響を予測でき、行動によってその原因である温暖化を止めることもできる。その時、決定的に重要なのは、過去、現在の排出量に加えて、これからの排出量のみである。

JERAなど被告10社は日本のCO₂排出量の3割以上を占める最大の排出者集団である。省エネ・再エネという手段を手にしている発電部門の脱化石燃料化は温暖化対策の1丁目1番地とされてきた。世界はそう動いている。日本ではJERAを筆頭に、化石燃料由来の水素・アンモニア混焼、CCSを導入予定と掲げるだけで、「ゼロエミッション火力」として火力を維持する方針を変えようとしていない。これは1.5℃目標と整合しない道である。「アンモニアへの火力の燃料転換」で気候危機は解決しない。「混焼」を「移行」と言い換えても、石炭火力の延命であることには変わりがない。若者気候訴訟は、1.5℃に間に合う時間軸で化石燃料から再エネへの移行を求める訴訟なのだ。

世界が日本を見つめている

日本版GX戦略は、水素・アンモニア混焼、CCSを「温暖化対策」と称し、結局のところ、火力発電と原子力に依存した20世紀型エネルギー政策の延長上にある。さらに、今春制定の水素社会推進法などを盾に公的支援を正当化し、JARO（日本広告審査機構）も広告審査を回避したままである。官民あげてグリーンウォッシュが展開されている。

グテーレス国連事務総長は6月5日、化石燃料業界と広告会社に、化石燃料の広告の中止を求めた。私たちがJAROに「CO₂が出ない火」などの広告の排除を求めたのも、同じ理由である。そこで、気候ネットワークは8月15日、グテーレス国連事務総長に、ますます独自の道を深めている日本のエネルギー・広告業界の実情を通報した（<https://kikonet.org/content/36135>）。JAROは国際社会の検証に応えなければならない。

株主提案報告： 気候変動対策を適切に監督するための気候コンピテンシー

鈴木康子（気候ネットワーク）

気候ネットワークが2020年に初めて株主提案を提出してから、5回目となった2024年は、気候変動対策の実効性を重視した提案を提出することで、各社の対策を加速させることを目指しました。株主提案の内容と議決権行使結果を下表に示します。

提出先企業 (証券コード)	議案の内容	賛成比率 (%)
三菱 UFJFG (8306)	議案1 定款の一部変更の件 (気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー)	25.79 %
	議案2 定款の一部変更の件 (顧客の移行計画に関する評価)	18.38 %
三井住友 FG (8316)	議案1 定款の一部変更の件 (気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー)	26.34 %
	議案2 定款の一部変更の件 (顧客の移行計画に関する評価)	24.21 %
みずほ FG (8411)	議案1 定款の一部変更の件 (気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー)	25 %
	議案2 定款の一部変更の件 (顧客の移行計画に関する評価)	22 %
中部電力 (9502)	定款の一部変更の件 (気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー)	23.30 %

かつて、企業の排出削減目標は明確さに欠け、どのような気候変動対策を行っているのか、実際の排出量や削減推移を確認するための情報が不足していました。日本政府が2050年ネットゼロを掲げて以降、株主からの働きかけやTCFDなどの国際的な情報開示を求める動きもあり、GHG排出量を含む情報が開示されるようになってきました。企業が2030/2050年の目標を掲げたことで、化石燃料関連事業への関与や資金提供に課題が残っているにもかかわらず、「取り組み」に一定の評価と理解を示す機関投資家もいますが、本当にその「取り組み」が排出削減につながっているのか、あるいは、企業の事業判断が気候リスクを回避するために有効なのかは慎重に評価する必要があります。

そこで今回は、今までとは異なる視点から気候変動対策の強化を求めるべく、企業の取締役会の気候コンピテンシーに関する開示を求める提案を提出しました。1.5°Cシナリオと整合しない目標であっても、とりえず削減目標を掲げ、政府がGX政策で推進するイノベーションに頼った策を講じていれば安心と楽観できるほどの時間は残されていません。今必要なのは、対策の実行です。我々の提案は、取締役会が気候変動に関連する事業のリスクと機会の管理が経営戦略に確実に組み込まれるようにするための監督能力を有しているかを評価する上で必要な情報を開示することを求めるものでした。現状で公開されているスキル一覧程度では、取締役員が気候変動リスクに対して適切な判断を下すための知識・能力を備えているかを株主が評価するには不十分なのです。

3メガバンクは、取締役のコンピテンシーを求める提案についての反論とともに、議決権行使助言会社のISSが賛同を表明したことに対する異論を総会前に公表していました。同じく議決権行使助言会社のグラスルイスは提案に反対するよう助言しており、意見が分かれていましたが、我々は気候関連のリスクと機会がどのように取締役会によって選定・評価されているかを知ることは株主にとって価値があることだと考えています。2社の助言がどの程度影響したかまではわかりませんが、企業側が今回の結果を真摯に受け止めてくれることを願います。

この数年の間に多くの企業は、気候変動対策を最重要課題のひとつとして位置付け、TCFDレポートの作成・公開などを進めてきています。提案の可決に必要な賛成票が得られなかったとはいえ、議決権行使は選挙ではありません。米国市場の「反ESG」の動きも懸念される中でこれだけの賛成率が得られたことは、それなりの数の機関投資家が、気候に関連する事業リスクや機会について適切に管理・監督するための能力や人材が必要であると考え、施策における実行力を求めていると言えるでしょう。

参考：【プレスリリース】世界の投資家、日本企業の気候変動対策及び取締役会の監督能力の実効性に重大な懸念を表明(2024年7月8日) | 気候ネットワーク (<https://kikonet.org/content/35796>)

若者もまた「私達の後の世代のために」闘うために立ち上がった日

一原雅子（総合地球環境学研究所 京都気候変動適応センター 特別研究員）

8月6日は「広島の日」である。今年、地元の小学生から「願うだけでは平和は訪れない」とのメッセージが発せられた。

同じ日の昼下がり、猛暑の中で、15歳から29歳までの若者16名が全国から名古屋地裁に集まり、大手電力会社10社を提訴した。許容量を上回るCO₂排出が気候変動を悪化させ、民法上の不法行為を構成するとして、その差し止めを求めたのである。

若者による気候訴訟の増加

他国の気候変動訴訟でも、近時、若者が原告となるケースが相次ぐ。そして彼らの訴えに裁判所は耳を傾け始めている。ドイツで若者によるグループが国の排出規制の強化を求めた裁判で、連邦憲法裁判所は2021年、現行の規制を維持するならば、2030年以降に排出規制を大幅に強化しないとカーボン・バジェットを維持できないため、将来世代に不当な負担を強いるとして、政府に対して規制の引き上げを求めた。また、アメリカのモンタナ州で、5歳から22歳までの若者16人が政府を相手取り、州政府は十分な化石燃料の資源開発規制を行わないことが、彼らの「清潔で健康な環境」を享受する権利を侵害すると訴えた裁判でも、同州の地方裁判所は2023年、若者の権利侵害を認めた。韓国でも2020年に、25歳以下の子ども（胎児を含む）62名を加えた総勢250名以上の原告が、国の適切な温室効果ガス排出規制を求めて裁判を提起した。ほか、米ハワイ州では、若者が運輸部門の脱炭素化を求めて提起した裁判で、州が若者の主張を大幅に容れ、和解が成立している。

若者が日本で裁判を起こすことの難しさ

日本は1990年代後半に多くの公害を経験し、市民によ

る公害訴訟が環境法制の進展を大きく推し進めてきた。しかし、そこで原告となったのは多くが成人や高齢者であり、若い世代が原告になることは稀だった。日本は世界的に見ても訴訟利用率が低い国として知られており、とりわけ若い世代にとって裁判は多くの場合身近ではない。学業等との兼ね合いや、弁護士へのアクセス確保の困難さ等も要因だが、最も問題なのは、公害訴訟をはじめとする社会運動の一環としての裁判の当事者になることは、政治等の信念において一定の傾向をうかがわせるものと社会に捉えられかねない風潮が日本にはあることである。

16人の決意と思い

このような幾多の障壁を乗り越えて、この日立ち上がった16人の決意を後押しした大きな要因には、年ごとに加速的に深刻化する気候変動の影響の顕在化と、本来行うべき気候変動対策を怠り続ける日本政府の気候政策への姿勢、大量の温室効果ガス排出源である電力部門の方針がある。名古屋地裁への提訴後に開かれた記者会見で、当日集まった12名の原告はそれぞれの思いを述べた。最年少の原告は記者会見で「僕は今年、日傘を買いました。この暑さは異常だと思います。」と述べた。他にも「ここ数年は雪不足で地元のスキー場が開かれず、スキーもスノーボードもできなくなった」「きっと将来の子どもたちは、夏休みには『夏休みだ！外に遊びに行こう』ではなく『夏休みだ！一日家の中に居よう』というようになる」といった多様な声がきかれた。「いつか私たちが若者でなくなっても、私達の後の世代のために、今自分たちが果たすべき責任があると思って原告になった」との声もあった。訴状には、原告らは次世代・将来世代のためのみならず、気候変動の影響に脆弱な途上国等の人々に対する責任をも感じて提訴を決意したと記されている（訴状9-10頁）。

今回の訴訟の特徴①

排出行為の不法行為性を争う

日本の気候変動訴訟の先例である神戸・横須賀の石炭訴訟と比較した時、今回の訴訟は原告が皆若者であるという点に加えて、少なくとも以下の2つの点が特徴的である。

第1に、原告らの請求が民法上の不法行為に基づく一部差止請求である点である。神戸と横須賀では、気候変動による悪影響が、誰もが人として持つ、平穩に生活できる権利(人格権の一内容である平穩生活権)を侵害することを理由として、被告発電所の操業の差止請求が行われていた。これに対して今回の訴えは、気候変動を不当に深刻化させるような排出行為自体が不法行為にあたるという理由で、被告の排出行為の差止めを求めている。

実際には、私たちの生活はすでに深刻な気候変動影響によって、平穩に暮らすことが難しくなっている。夏の外出が命の危険を伴い、豪雨で交通機関が止まることも増えた。それでも裁判所は平穩生活権侵害を認めなかった。今回の訴訟における原告の請求は、平穩生活権侵害ではなく、被告10社の排出行為、ひいてはそれによって気候変動を加速化させること自体をとらえて、他者の権利侵害を生じさせないための義務を果たしていないことを理由に不法行為に当たると主張しているのである。

民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定める。原告らは訴状で、今日の既に顕在化している深刻な気候変動影響やカーボン・バジェットの逼迫、パリ協定やグラスゴー合意等をはじめとする国際合意を前提にすると、IPCCが求める水準の排出削減は「原告らが危険な気候変動の悪影響から護られる権利のための現代の国際社会の公序である」と主張している。他者の権利侵害を生じさせないために行為者に課せられる注意義務として、この国際社会の公序が法的義務を構成すると考えるのである。実際、2019年に気候変動の影響が人権を侵害することを認めたオランダの Urgenda Foundation v. the State of the Netherlands 事件では、原告らは国が適切な気候変動対策を講じないことが、国民の権利を侵害し、民事不法行為を構成すると主張していた。

記者会見で原告代理人の一人である浅岡弁護士は「709条は極めて柔軟な、時代の変化にあわせて使いやすい規定。過去の公害裁判でも709条が活用されてきた」と述べた。

今回の訴訟の特徴②

全国の電力会社の責任を問う

第2に、大手電力会社10社を被告としている点である。神戸と横須賀では各々の地元における1つの発電所(神戸の民事訴訟はその子会社と売電先の電力会社を含む)を対象としていた。しかし、他の電力会社を含む不特定多数の排出源が世界中に散在する中で、裁判所は、被告とされた電力会社による排出のみを切り出して、彼らに差止義務を負わせるだけの責任を基礎づけるのに足りる因果関係を認めることはなかった。この点、この訴訟では温室効果ガスの大量排出を継続している主力火力発電事業者集団をまとめて被告とすることで、大量の温室効果ガス排出主体である電力会社10社の排出行為の総体を関係の一端におき、従来よりは強固な関係が認められ得る。

具体性・合理性を伴わない対策だけでは気候変動は止められない

様々な新規性を持つこの訴訟は、これから始まる戦いの中で、未知の課題に直面することも、裁判が長期化することもあり得る。それでもある原告は、裁判が長期に及ぶ可能性について「長い時間をかけることも必要なことだと考えている」と話した。

平和と同じように、「具体性・合理性を伴わない対策だけでは気候変動は止められない」。勇気をもって立ち上がった彼ら、そして裁判の趨勢を見守りたい。

若者気候訴訟ウェブサイト
(<https://youth4cj.jp/>)



エネ基連続ウェビナー第1回 「福島原発事故と原子力」

まとめ：森山拓也（気候ネットワーク）

経済産業省に設置された基本政策分科会でエネルギー基本計画（エネ基）の改定に向けた議論がスタートしました。今回のエネ基の改定では、気候危機を回避し、原発や化石燃料に依存した既存のエネルギー構造を抜本的に変えていくことが求められます。しかし、現状の議論の方向性は非常に問題が多くなっています。その一つが原発回帰です。そこで原子力をテーマに、福島原発事故をジャーナリストの立場から追ってきたまさのあつこさんと、気候変動問題や原子力問題に取り組む環境経済学が専門の大島堅一さんからお話しいただきました。

福島原発の事故処理ができない東電に原発再稼働の資格なし

まさのさんには「福島原発事故と13年後の今」と題して、福島第一原発の敷地内（オンサイト）と敷地外（オフサイト）で何が起きているのかを報告していただきました。

まず、敷地内について、東京電力は核燃料物質汚染による災害防止のために「実施計画」を策定し、原子力規制委員会が認可し、事故処理を進めることになっています。東電は中長期ロードマップの中で、30～40年かけて事故処理と廃炉を終了させるとしています。しかし目標工程のほとんどは達成されておらず、例えば2021年内としていた燃料デブリ取り出し開始は、2024年7月になってもまだです。

溶け落ちた燃料が固まった燃料デブリは、1～3号機の合計で880トンもあり、取り出しは非常に困難です。原子炉格納容器の中は人が数十秒で死亡するほど高線量で、原子炉建屋の中も短時間の作業であっても困難です。そのため、燃料デブリや周囲の状況の正確な把握すらできていません。東電は今年8～10月頃に燃料デブリ3gの試験的な取り出しを計画していますが、線量が取り出しに可能な24mSv/hを下回る保証はありません。取り出しできたデブリは茨城県の日本原子力研究開発機構へ運搬するとしていますが、高線量のデブリを運搬する手続きは定まっていません。事故から13年で3g取り出すペースで計算すると、全ての燃料デブリ取り出しには38億年がかかります。

敷地内で増え続ける汚染水の処理も課題です。ALPS処理が済んだのは、保管されている汚染水の3割ほどです。海洋放出されるALPS処理水にも放射性物質が含まれています。処理をするほど、吸着塔やフィルタなどの2次廃

棄物も増えてしまい、廃棄物の保管スペースの余裕もなくなっています。

敷地内では重大な事故も多発しています。これまでに、漏れ出した高線量の処理水を作業員が浴びて被ばくする事件や、汚染木材チップの火災未遂事件、作業員の感電事件などが起きています。東電が過去に起きた同様の事件の教訓を活かせていないことも明らかになりました。

以上のような問題を考えると、東電に柏崎刈羽原発を再稼働する資格はあるのかという疑問が浮かびます。東電は全てのリソースを福島第一原発の事故処理に費やすべきではないかという問題提起がなされました。

「避難の権利」を認め人々の健康を守る政策を

続いて敷地外について、除染や健康調査の現状を報告いただきました。元々、原子力事業者は、公衆に1mSv/年以上被ばくさせてはいけません。しかし、原発事故で広範囲に生じた放射能汚染土壌に対処するため2012年に成立した「除染特措法」は、「20mSv/年未満である地域については、長期的な目標として、1mSv/年以下となることを目指して除染する」と定め、住民の1mSv/年以上の被ばくを容認しています。これはダブルスタンダードであり、人々から避難の権利を奪う政策になってしまっています。

国や市町村による除染が進み、避難指示を解除された地域が広がる一方で、除去した汚染土の保管も問題になっています。福島県外で保管される汚染土や指定廃棄物も増えていますが、各県は長期管理施設を確保できておらず、住宅のそばに汚染土が積まれているような例も生じています。汚染土の最終処分が困難なため、環境省は2016年に、線量が8000Bq/kg以下の汚染土を公共事業における盛土等として全国で再生利用できるとする方針を示しました。汚染土の再生利用先はその後、農地にも拡大しています。地震や洪水などの災害が多い日本で、インフラや農地に使う土壌を長期間管理できるのかは疑問です。

子どもの甲状腺がんも増加しています。国も福島県も、チェルノブイリと比較して福島での被ばくは少なかったなどと、さまざまな理由をつけて因果関係を否定しますが、実際には37万人中1080人しか事故直後に測定できていません。本来なら早期発見・早期治療のために検査を拡大すべきです。また、福島県の甲状腺検査では、検査で経過観

察となると、「診療」扱いとなり検査の枠組みから外れ、後に甲状腺がんが診断されても発症数として数えられず、事実が隠蔽されてしまう問題もあります。疫学分析をしっかりと行い、被ばくに関する数々の国際研究も活かして、子どもの甲状腺がんの因果関係を明らかにし、さらには被ばく労働や防護政策に反映することが必要です。

原発と気候危機対策

福島原発事故を経験し、それまでの「原発は安い」「原発は安全」という説明が通用しなくなったことで、原発推進派がいま頼っているのが、「気候変動対策に原発が必要」という説明です。大島さんには、「気候変動と脱原発」と題して、原発は気候変動対策をかえって妨げることが解説していただきました。

今年7月現在、日本で稼働中の原発は12基で、全国の電力供給に占める原発の割合は4～6%程度にとどまらず。福島原発事故前と比べると原発の役割は大きく低下し、事業からの撤退が相次ぎ技術の維持や人材の確保も課題となるなど、原子力産業は存続の危機に陥っています。こうした背景の下、GXやエネ基の議論では原子力産業をいかに維持するかが検討されており、気候危機対策の視点が欠けています。

原発は気候危機対策に間に合わない

気候危機対策の残り時間に注目すると、2050年までに世界の全エネルギーの脱炭素化が必要であり、電力については2030年代のできるだけ早い時期に脱炭素化が必要です。原発の建設期間は10～20年と長く、近年は長期化が進んでいます。2025年に建設を開始しても完成は2040年を越える可能性が高く、2030年代の電源の脱炭素化に間に合いません。また、原発は40～60年で廃炉となり、次々に更新する必要があるため、既設原発の再稼働を進めても、2030年に電源の原子力比率20～22%という政府の目標の達成は不可能です。

政府は次世代革新炉の開発・建設も掲げていますが、原子力開発史を振り返ると、高速増殖炉や新型転換炉の試みは全て失敗し、資金面でも壮大な無駄となりました。新型炉開発は、実験炉、原型炉、実証炉、商用炉の段階を踏んで進められますが、次世代革新炉の多くは実験炉や原型炉にも至っていません。

再エネ導入拡大と矛盾

原発は発電でCO₂を排出しないことがメリットだとされ

ますが、123カ国の25年間のデータを分析した研究では、原発の発電量の多さはCO₂排出削減に影響を与えないことが示されています。

原子力と再エネの利用は相互に矛盾することにも注意が必要です。原子力に熱心な国は再エネ導入量が伸びていません。1.5°C目標達成に向けた原子力と再エネの貢献度を比較した研究では、電力を再エネ100%に近づけることによる1.5°C目標達成は可能だが、原子力100%では不可能で、50%でも難しいことが示されています。

原子力によるCO₂排出削減は、エネルギー効率化や再エネなどの他の手段と比べ、高コストなものも問題です。また、再エネは次世代技術になるほどコストが下がりますが、原発は次世代技術になるほどコストが上がる特徴もあります。

再エネは小規模分散の運用が向いていますが、原発は大規模集中の電源であり、電力システムの最適化の在り方が異なります。現在の電力システムは原発が優先されており、再エネは出力制限を受けるなど、導入拡大が阻まれる結果となっています。

原発で未来を縛ってはならない

原発による被害と気候変動による被害は、①被害が大きく不可逆的、②被害・影響が不平等に発生、③世代を超えて被害が及ぶという点が共通しています。原発の新設や活用がエネ基に明記された場合を想像すると、どうなるでしょうか。2025年に建設開始、2040年に運転開始した場合、運転の終了は2100年頃、廃炉完了は2130年頃で、さらに放射性廃棄物の管理も含めると23世紀以降の未来まで縛ることになってしまいます。

エネ基には実現不可能な原子力推進計画を盛り込むべきではありません。原子力産業は経済的に破綻し衰退していることをふまえ、脱原発政策へ転換することが必要です。省エネルギーと再エネを組み合わせ、原発無しの現実的なカーボンニュートラルを目指し、産業構造の転換や雇用創出、持続可能なまちづくりに取り組むべきです。

質疑応答では参加者から非常に多くの質問が寄せられ、このテーマへの関心の高さが垣間見えました。気候ネットワークではエネ基の課題を理解するための連続ウェビナーを企画を今後も開催する予定です。今回のウェビナーの録画や資料、次回以降の予定などは、気候ネットワークのウェブサイト (<https://kikonet.org/content/35810>)

でご覧になれます。



脱炭素な暮らしの実感：豊かさと安心

小川祐貴 (株式会社イー・コンザル 主任研究員)

はじめに

脱炭素な暮らしは今あるモノで十分に実現できます。本稿では今あるモノでやってみた脱炭素な暮らしの例として、私の自宅（戸建て住宅）でのエネルギー利用の様子と暮らしの実感をご紹介します。

今あるモノで脱炭素な暮らしを実現するポイントは「断熱」「オール電化」「太陽光発電」「電気自動車 (EV)」です。表 1 に概要を示していますが、どの設備・機器も日本国内で普通に購入可能な「今あるモノ」です。

数字で見る脱炭素化した暮らしのエネルギー利用・CO₂ 排出量・経済性

この住宅に家族 4 人で 1 年間 (2023 年 4 月～2024 年 3 月) 暮らした間のエネルギー利用に関連するデータを記録・集計してみました。

図 1 に年間の電力需給の様子を示します。太陽光発電による発電電力量は約 14.8MWh で充電分も含めると 50% 以上は自宅で消費しています。充電以外の宅内消費電力量は近畿地方の戸建て・オール電化住宅の平均 (2018～2022 年の家庭 CO₂ 統計を平均) と比べて 20% 以上省エネでした。なお EV の走行による消費電力量は 0.8MWh ほどです。

CO₂ 排出量に換算すると年間排出量は 0.57t-CO₂ (買電分には関西電力の調整後排出係数〔2022 年度実績〕を適用) で、自動車の燃料消費も含む近畿地方の戸建て住宅平均と比べると 85% 削減になります。さらに再エネ由来の電気を購入することで脱炭素化が可能です。

宅内消費分の電気を全て買電した場合、年間の電気料金は約 11 万円です (電気料金単価 28 円 / kWh で計算)。しか

し実際の買電量はずっと少ない上に、余剰分約 7.1MWh を売電しています。国の固定価格買取制度で売電 (16 円 / kWh) したとすると、電気料金との差し引きで年間約 9 万円の収入になります。

実感した豊かさと安心

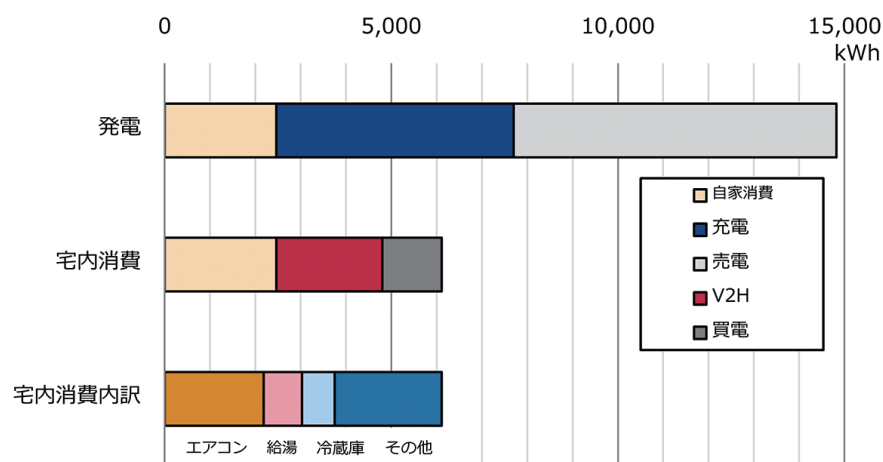
率直な実感として、今の自宅になって生活が快適で豊かになったと感じます。以前はほぼ無断熱の住宅に住んでいましたが、寒暖差アレルギーで特にお風呂上がりに少しの間くしゃみが止まりませんでした。今は断熱性能が格段に向上し、寒暖差アレルギーは出なくなりました。窓も断熱性能が高くなり、結露や黒カビが一切なくなりました。様々な研究・分析で住宅の断熱性能を高めると健康状態が改善すると指摘されていますが、そのことを身をもって実感しています。

またエネルギーの多くを自給しており、エネルギー価格の変動による影響が小さく済み安心感があります。災害への備えとしてもエネルギーを自給できる仕組みが安心につながっています。停電しても数日は普段と同じようにエネルギーを使えることは V2H システムの大きな強みです。システムそのものが高価で現時点では経済面だけを見ると採算はとれませんが、リスクへの備えとして価値ある投資だと捉えています。

表 1 脱炭素化した住宅の例

ポイント	性能	設備などの概要
断熱	断熱等級 6	屋根・壁面に断熱材を使用 窓に樹脂サッシ・Low-E 複層ガラスを使用
オール電化	-	エコキュート・IH クッキングヒーターを使用 エアコンは 1 階・2 階にそれぞれ 1 台ずつ設置
太陽光発電	設備容量：9.5kW	パネルは 11.4kW 分設置
電気自動車 (EV)	蓄電池容量：40kWh	V2H システム (Vehicle to Home = ビークル・トゥ・ホーム = 「自動車から家へ」の略) を設置 ※ EV の蓄電池に蓄えた電気を自宅で利用するシステム

図 1 脱炭素化した住宅における電力需給の例 (年間)



おわりに

住宅で使うエネルギーの脱炭素化は「今あるモノ」で十分可能です。そして脱炭素化だけでなく、快適・健康な暮らしやリスクへの備えも同時にできる大きなメリットがあります。個人や地域などで住まいを考える際は、ぜひ脱炭素仕様の豊かな住まい方を頭に置いてもらえると思います。

参考情報：株式会社イー・コンザル「今からできる家庭の脱炭素化」
<https://www.e-konzal.co.jp/blog/zero-carbon-home23/>

新理事の紹介

気候危機が極めて深刻化している状況下で、気候ネットワークの組織強化と活動の活性化に向けて、新たに3名の方に理事に加わっていただくことになりました。新理事からのメッセージをお届けします。



一原雅子

この度、理事に就任させていただき、日頃からご支援いただいているみなさまに感謝申し上げます。

気候ネットワークでは、以前は小学校への出前授業「こどもエコライフチャレンジ」等にも参加させていただきました。ここまで気候変動訴訟の研究をしてきたこともあり、今は主に訴訟関係に関わらせていただいています。多くの日本人にとって裁判は身近ではないかもしれませんが、裁判所は人権の砦ともいわれる機関で、社会的に弱い立場におかれる人々が国政に対して直接声を届けたいへん有効な手段です。8月に提訴された若者気候訴訟を含めて、これからも自分にできる事を探しながら日本の気候変動訴訟を応援していく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。



佐々木隆史

皆様、よろしくお願いいたします。医療従事者が主体的に気候変動対策を推進する団体、一般社団法人 みどりのドクターズ 代表理事です。2003年滋賀医科大学卒、総合診療医として、京都民医連中央病院・名古屋大学総合診療部研修等を経て、2013年に地域の皆様と一緒に医療生協こうせい駅前診療所を滋賀県湖南市に開設しました。プライマリ・ケア連合学会 指導医、在宅医学会専門医。病児保育室併設、保育園園医、作業所管理医など、2か月のワクチンから100歳の在宅看取りまで、地域包括ケアのど真ん中で日常臨床をしています。2021年みどりのドクターズを発足、2023年一般社団法人化。現在70名ほどのメンバーとともに、医療界の内外に対して、『気候変動はいのちに直結する問題』として啓発活動を行っています。『医師たちの気候変動啓発プロジェクト』、シンクタンク日本医療政策機構さんのアドバイザーボードにも参画しています。



武井七海

このたび理事に就任する機会をいただき、心よりお礼申し上げます。

大学院時代に気候ネットワークでインターンを経験し、卒業後は気候政策シンクタンク InfluenceMap やクライメートテック企業での勤務を経て、現在は Protect Our Winters(POW) Japan のアドバイザーを務めています。POWは「冬を守る」という使命のもと、米国で設立された団体です。日本では2019年に活動を開始し、気候変動の影響を受けるスノーコミュニティの脱炭素化と、スノーコミュニティの声を気候政策に反映させる後押しをしています。

スノーコミュニティの多くが地方に根ざしているという点で、気候ネットワークの地域脱炭素の取り組みとも重なる部分が多くあります。理事として、両団体のシナジーを生み出せるよう尽力してまいります。よろしくお願いいたします。

全国

第66回人権擁護大会プレシンポジウム

「地域の持続可能性と再エネ・省エネへの挑戦—地元で作り出す再生可能エネルギーの魅力—」

- 日時 9月15日(日) 14:00～16:00 (開場 13:30)
- 参加方法 現地またはオンライン参加
- 場所 京都弁護士会館 地階大ホール
- 詳細 <https://www.kyotoben.or.jp/event.cfm#10000561>
- 主催 京都弁護士会

全国

第66回人権擁護大会シンポジウム

第3分科会「人権保護としての再生可能エネルギー選択～地球環境の保全と地域社会の持続的発展を目指して～」

- 日時 10月3日(木) 12:30～18:00
- 参加方法 現地またはオンライン参加
- 詳細 https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2024/241003_04.html
- 場所 名古屋国際会議場イベントホール
- 主催 日本弁護士連合会

全国

若者気候訴訟 訴状勉強会

- 日時 9月28日(土) 14:00～16:00
- 参加方法 現地またはオンライン参加 (オンライン参加は要申込)
- 場所 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館2F第1～3会議室
- 詳細 <https://youth4cj.jp/>
- 主催 クール・クライメートあいち

兵庫

地球環境市民講座「温暖化で迫る食料危機! ?～農業・水産業への影響と対策～」

- 場所 兵庫県三木市細川町 (8:50 に大阪市梅田大阪駅前第4ビル御堂筋側集合)
- 費用 3,000円 (バス代一部実費)
- 主催 地球環境市民会議 (CASA)、自然エネルギー市民の会 (PARE)
- 詳細 <https://www.casa1988.or.jp/2/024/0608.php>
- ▼第4回…9月20日(金) 9:00～14:00 「コープこうべエコファーム見学」
見学場所: エコファーム、ソーラーシェアリング、コープこうべなど

全国

気候アクションウィーク —今と未来のために—

- 日時 9月14日(土)～29日(日)の期間に実施するアクションを募集しています。
上記の期間での開催が難しい場合は、多少前後しても構いません。
- 詳細 https://watashinomirai.org/actionweek2024_kikaku/
- 主催 ワタシのミライ

日本各地からアクション企画を募集!
あなたの街でも企画しませんか?

大阪

世界気候アクション in 大阪 #気候危機はいのちの問題

- 内容 集会: 集会: 気候危機・温暖化を防止するための思いや訴え
マーチ: 御堂筋を北へ、西梅田公園周辺まで行進し、沿道のみなさんに訴えます。
- 日時 9月22日(日) 16:00～17:30
- 場所 中之島公園 (大阪市中央公会堂前)
- 詳細 <https://www.casa1988.or.jp/2/024/0922.php>
- 主催 ワタシのミライ・大阪

全国

市民電力ゼミナール2024「PPA～需要家と発電所をつなぐ取組の今」

- 開催方法 オンライン (Zoom)
- 各回参加費 一般1500円、当会会員 or 障害者1000円、25歳以下無料
- 主催 (特非) 市民電力連絡会
- 詳細 <https://peoplespowernetwork.jimdofree.com/kouza/>
- ▼第6回…9月27日(金) 19:00～「これからの市民発電所の生きる道～地域主導 PPA が足元の持続可能性を拓く(仮)」
講師: 手塚 智子さん (市民エネルギーとっとり)

エネルギー基本計画 連続ウェビナー 第4回 電力部門における火力発電

- 日時 9月11日(水) 14:00～15:30 ●開催方法 オンライン(ZOOM)
- プログラム 講演：アベイトメント・対策のとられた発電とは 浅岡美恵さん(気候ネットワーク)
講演：石炭火力とLNG火力の現状と課題 田村堅太郎さん(地球環境戦略機関)
- 参加費 無料 ●詳細 <https://kiconet.org/content/36166>

すでに終了した連続ウェビナーは次のアドレスからご視聴いただけます。

- 第1回 福島原発事故と原子力 7月29日開催 <https://kiconet.org/content/35588>
- 第2回 エネルギー基本計画と気候変動対策 8月9日開催 <https://kiconet.org/content/35873>
- 第3回 1.5°C未満のカーボンバジェットと日本の削減 8月27日開催
<https://kiconet.org/content/36018>

JBC 4周年イベント：エネルギー基本計画改定で石炭火力をゼロにできるか

2020年にJapan Beyond Coal(JBC)が発足してから4年経ちましたが、いまだに日本では発電で火力発電が大半を占め、化石燃料の燃焼によるCO₂の排出が気温を押し上げています。私たちが希望を捨てずに、未来に向けて持続可能な社会を描けるのか、本当に重要なタイミングです。多くの人たちとともに日本の電力のあり方を考えていきます。

- 日時 9月20日(金) 10:30～12:00 ●会場 日比谷図書文化館(千代田区)小ホール
- 開催方法 会場とZOOMのハイブリッド開催
- プログラム(予定)
 1. 日本の石炭火力：この4年を振り返る
 2. 第7次エネルギー基本計画と石炭火力
 3. 地域活動紹介
 4. 若者気候訴訟紹介、他
- 詳細 <https://beyond-coal.jp/action/>

ウェビナー「1.5°Cへのアクション連続セミナー」 第4回 市民・企業・自治体は1.5度をめざす

- 日時 10月3日(木) 14:00～15:15 ●会場 オンライン(ZOOMウェビナー)
- 登壇者 田中健さん(WWF ジャパン)、鈴木かずえさん(グリーンピース・ジャパン)
- 参加費 無料 ●主催 Climate Action Network Japan(CAN Japan)
- 詳細 <https://kiconet.org/content/36122>

**チャレンジ 1.5 ライオンズクラブ環境セミナー
脱炭素に向けた市民・地域のチカラ**

- 日時 9月22日(日) 14:00～17:00
- 会場 キャンパスプラザ京都(京都市)
- プログラム(予定)
 - オープニング
 - 第1部 科学者とアスリートからのメッセージ
 - 第2部 脱炭素に向け、地域や私たちができること
 - クロージング
- 登壇者 五郎丸歩さん(ラグビー元日本代表・オンライン)、江守正多さん(東京大学)、井本直歩子さん(SDGs in SPORTS)、野々山宏さん(ライオンズクラブ国際協会 335-C 地区)、東ゆかりさん(TERA Energy 株式会社)、中西航さん(龍谷大学)、他
- 主催 ライオンズクラブ国際協会 335-C 地区
- 共催 気候ネットワーク ●参加費(要事前申込) 無料
- 詳細 <https://www.kiconet.org/content/36209>

気候言 解説

気候ネットワーク内でも話題の「虎に翼」。作中の裁判で尊属殺人への重罰規定の是非が問われた時、この規定が法の下での平等に反すると主張し反対したのは、最高裁判事15人中2人だけでした。今回の気候言は、「2人じゃ何も変わらないよ」と嘆く甥に対し、主人公の寅子が返した言葉です。小さな声やがて大きく広がり、社会を変えた事例は数多くあります。これからも、きっと。

スタッフから **ひとこと**

パリオリンピックの報道を見ていると、日本人選手ばかりが取り上げられ、外国人選手の活躍がほとんど報じられません。「スポーツを通じた国際理解」というオリンピック憲章の根本原則を無視しています。猛暑や災害ばかりを報じ、その背後にある気候変動にほとんど触れることのない天気予報も、本質を無視している点で同じです。



丸田 潤一

東日本大震災の震災遺構と伝承館を見て回りました。当時と比べ復興への政府・自治体の意欲の欠如を、能登の状況を伝え聞く限りでは感じます。市民の自助共助には限界があり、気候災害も深刻化する今、改めて公助のあり方を問うことが必要ではないでしょうか。



宮後 淳

猛暑と酷暑、どちらも一日の最高気温が35℃以上というのでは同じだそうです。40℃以上になったら何と呼ぶのでしょうか。昨年は9月になっても暑かった。食いしん坊としては味覚の秋がどうなるのか心配です。



鈴木 律子



廣瀬 洋子

昨年の猛暑の影響で米の卸値が11年ぶりの最高値となりました。記録的猛暑の今夏、うちの田では2週間ほど早く穂が出て高温障害のリスクが高まっています。7月に米どころで水害が発生したりと、米の調達が難しい時代の始まりかもしれません。



田中 洋子

10年ほど前、気温40℃越えのインドから帰ってきた知人の話を聞いて、その時はインドは暑いな、日本とずいぶん気候が違うなとどこか遠い国の話でした。ですが、今年の猛暑を見るに、日本でも気温が40℃を超える日が続く夏が現実味を帯びてきた感じがします。



延藤 勇磨

世界的なベーシックインカム導入によって脱炭素社会と世界の国内総生産(GDP)2倍以上を実現させるという研究結果が出されていたそうです。ベーシックインカムの財源の一部には炭素税を充てるシナリオになっていて、様々な危機を乗り越える新しいセーフティネットとして提唱されているようです。



桃井 洋子

戦後、旧満州から命からがら引き上げ帰国した祖母は、戦争がいかに悲惨だったかよく話してくれた。晩年には「戦争と原発だけはダメだ」と言って2011年の秋に亡くなった。どちらも危うい時代になり、祖母の言葉をいつも思い出す。



山本 勇磨

この夏、写真展「神戸の石炭火力発電所問題に向き合った市民の記録」を開催するにあたり、これまでの報道記事をまとめました。2017年以降、158件以上の記事を通じて、多くの方々と共に脱石炭の必要性を訴えてきたことを振り返りました。現在、第2回の写真展も企画中ですので、乞うご期待ください。



森山 勇磨

夏の風物詩、ミニ四駆のジャパンカップに25年ぶりに出場しました。自宅のペラダ太陽光発電で充電したバッテリーを電源に、自慢のマシンがサーキットを駆け抜けました。



深水 洋子

家族が通った近所の中学校での話。ある生徒が役員立候補の公約として掲げた「ヤギで校内を除草する」が卒業後に実現したとのこと。そのために学内外の多様な人が関わったそうです。アイデアの斬新さはもとより、雑草に困る当事者であることもと大人が共に問題解決に向けて行動したエピソードに胸が熱くなりました。

**オンラインでクレジットカードによる
会費や寄付の支払いが出来ます。
より一層のご支援を
よろしくお願い致します。**

寄付・会費等のお支払は
以下の口座をお願いします。



郵便口座

00940-6-79694 (気候ネットワーク)
ゆうちょ銀行振込口座 当座 099 店
0079694

銀行口座

滋賀銀行 京都支店
普通預金 940793
(特定非営利活動法人気候ネットワーク)
近畿労働金庫 京都支店
普通預金 8789893 (気候ネットワーク)

次の方から寄付をいただきました。

誠にありがとうございました。(順不同・敬称略2024年7月~8月)

金田 正彦、澤田 順子、豊田 猛、野原 敏雄、林 卓生、安本 皓信、梶原 登喜子、大田 美佐代、園田 美恵子、山中製菓株式会社、長谷 博幸、宮本 平一、山本 悟、篠崎 彰、上領 園子、清水 映夫、藤井 信英、伊与田 昌慶、千 宗室、宮田 浩和、松本 和子、TERA Energy 株式会社、安藤 輝雄、聖心女子大学、中須 雅治、森崎 耕一

気候ネットワーク通信 158号 2024年9月1日発行 (隔月1日発行)

企画・編集：田浦健朗 森山拓也
デザイン・DTP：武藤彰子 豊田陽介

認定特定非営利活動法人 気候ネットワーク

<https://www.kikonet.org>

京都事務所

〒604-8124
京都市中京区帯屋町574 高倉ビル305
Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012
E-mail: kyoto@kikonet.org

東京事務所

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-12-2 藤森ビル6B
Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463
E-mail: tokyo@kikonet.org



X: @kikonetwork
facebook: <https://www.facebook.com/kikonetwork>
Instagram: kikonetwork